

京都市告示第 63 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 5 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 延長 | 敷地の幅員 |
|-----------|--|---------------|----------------------|
| 岩倉188号線 | 左京区岩倉三宅町261番地の6地先から同町259番地の2地先まで | メートル 59.20 | メートル 6.00 ~ 10.30 |
| 岩倉歩1号線 | 左京区岩倉三宅町259番地の2地先から同町258番地の4地先まで | 42.10 | 2.30 ~ 2.31 |
| 静市8号線 | 左京区静市市原町442番地の16地先から同町442番地の19地先まで | 91.20 | 6.00 ~ 11.80 |
| 山科西野経42号線 | 山科区西野檀川町74番地の8地先から同町73番地の39地先まで | 115.70 | 6.13 ~ 9.45 |
| 山科西野経43号線 | 山科区西野檀川町73番地の2地先から同町73番地の10地先まで | 108.10 | 6.05 ~ 6.22 |
| 宇多野緯61号線 | 右京区宇多野福王子町79番地の15地先から同区宇多野上ノ谷12番地の65地先まで | 106.20 | 6.00 ~ 10.60 |

(建設局土木管理部道路明示課)